

磐田市子ども読書活動推進計画 (第4次計画)

【令和3年度～令和7年度】

令和4年2月

静岡県磐田市

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 計画の目的と背景	
2. 計画の位置付け	
3. 計画の期間	
4. 計画の対象	
5. 計画の基本方針	
第2章 第3次計画の成果と評価	3
1. 第3次計画の主な成果	
2. 実施した取り組み	
(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと	
(2) 学校	
(3) 幼稚園、保育園、こども園	
(4) 子育て支援センター等	
3. 数値目標の達成状況と評価	
第3章 推進のための施策	7
1. 家庭における読書活動の推進	
2. 地域における読書活動の推進	
(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと	
(2) 子育て支援センター等	
3. 学校等における活動の推進	
(1) 幼稚園、保育園、こども園	
(2) 学校	
数値目標	13
用語集	14
参考資料	16
1 市立図書館、ひと・ほんの庭にこっとの現状	
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	

第1章 基本的な考え方

1. 計画の目的と背景

子供にとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

現代は少子高齢化やグローバル化の進展等に伴う社会構造の変化や情報メディアの急速な発展など、子供たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような環境の中で、子供たちが膨大な情報の中から必要な情報を選び取り、適切に読み取る読解力を身につけることが必要です。その上で、自ら学び考え、主体的に判断する力や他人を思いやる心、長い人生をより良く生きるための自己啓発力も求められます。

これらの力を得るためにも、子供の発達段階に応じた読書環境の整備や充実が必要です。

磐田市では、平成 18 年に「磐田市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 23 年策定の「第2次計画」、平成 28 年策定の「第3次計画」と継続して、子供の読書活動を推進してきました。

これまで施策を進める中で得られた成果と新たな課題とともに、磐田市教育大綱、「磐田の教育」道しるべ、及び磐田市こども憲章の理念を踏まえ、本市の子供の読書活動推進のため、新たな「磐田市子ども読書活動推進計画」（第4次計画）を策定します。

2. 計画の位置付け

この推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第9条の規定に基づき策定するもので、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」及び、県の「静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）」を基にするとともに、本市における子供の読書活動推進の状況等を踏まえたものです。

3. 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、本市の読書活動の目指すべき姿と取り組むべき施策を示しています。

4. 計画の対象

概ね 18 歳以下の子供とその保護者、子供の読書活動の推進に関わる全ての市民と団体等とします。

5. 計画の基本方針

“「磐田の教育」道しるべ” は、子供の「生きる力」を育むことを目指し、その実現のため、子供の成長を支える「地域力」を活用することを基本方針の一つと定め、読書活動を推進しています。

また、“磐田市こども憲章”でも「本を読もう、読み聞かそう」と定め、子供と保護者がともに本に触れ、親しむことを目指しています。

子供たちが未知の事柄への興味・関心を高めるとともに、思考力・判断力・表現力を養い、豊かな人間性を醸成することを目的として、次の基本方針を定め、家庭・地域・学校等が連携を図りながら、社会全体で子供の読書活動推進に取り組めます。

【基本方針】

子供が読書に親しむ機会を提供
します

子供の読書環境の整備と充実
に努めます

子供の読書活動の普及と啓発
を進めます

第2章 第3次計画の成果と評価

第3次計画では、第2次計画の成果と課題を踏まえ、静岡県が掲げる「読書県しずおか」の構築を目指し、家庭、地域、学校が連携を図りながら取り組みを進めてきました。

1. 第3次計画の主な成果

- 本を介した子育て支援施設「ひと・ほんの庭 にこっと」*のオープン
- 読み聞かせボランティアのステップアップ講座の実施
- 児童文学講座の実施

2. 実施した取り組み

(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと

- ・ ブックスタート*の実施
- ・ 年齢に応じたおはなし会・外国語のおはなし会・プレママ向けのおはなし会の実施
- ・ 幼稚園・保育園・こども園への出前おはなし会の実施
- ・ ガイダンスや施設見学の実施、職場体験学習の受け入れ
- ・ 季節やテーマに応じた特集コーナーの企画・展示
- ・ 放課後児童クラブや幼稚園・保育園・こども園等への団体貸出
- ・ 学級文庫での小学校・中学校への団体貸出
- ・ 小学3年生を対象とした茶の間ひととき読書運動*での団体貸出
- ・ 年齢別のブックリスト（4種類）の作成・配布
- ・ 幼稚園・保育園・こども園、小学校、中学校、高校への利用案内の配布
- ・ 小学生全員への「こども図書館だより」の配布（年4回）
- ・ 小学1年生を対象とした市立図書館利用者カードの作成

(2) 学校

- ・ 学府ごとの学校司書*（司書リーダー、学校図書館支援員）の配置
- ・ 一斉読書、読み聞かせの実施
- ・ 図書室利用ガイダンス、ブックトーク*の実施
- ・ 読書週間等に合わせたイベント（読書郵便*、おすすめ本展示等）の実施

* 参照「用語解説」

(3) 幼稚園・保育園・こども園

- ・ 職員、保護者、ボランティアによる読み聞かせの実施
- ・ イベント内での読み聞かせ・紙芝居・ペープサート*等の実施
- ・ 園児への絵本の貸出
- ・ 図書館の利用体験の実施
(市立図書館へ訪問しての本の貸出、おはなし会への参加)
- ・ 市立図書館からの出前おはなし会への参加
- ・ 職員や保護者への読書啓発の実施(研修、講演会等の開催)

(4) 子育て支援センター

- ・ 職員、ボランティアによる読み聞かせ
- ・ 絵本の貸出
- ・ イベント内での読み聞かせ・紙芝居・ペープサート等の実施
- ・ 保護者向け絵本講座の実施
- ・ 絵本の掲示

* 参照「用語解説」

3 数値目標の達成状況と評価

(1) 本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合 (%)

年度	(第2次)	実績 (第3次)					目標値	県の目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	H29
小学生平均	-	-	-	85.1	84.3	82.9		
低学年	-	-	-	91.7	87.0	88.9		
中学年	-	-	-	85.8	86.5	82.3		
高学年	69.7	73.2	70.9	77.8	79.4	77.3	80.0	80%
中学生	72.3	74.2	72.9	81.1	78.5	85.4	80.0	80%

- 平成27年度～29年度は全国学力・学習状況調査、平成30年度からは市独自の全校調査を実施しました。
- 小学校高学年以外は80%を超えました。ただし、小学生では学年を追うごとに減少傾向にあります。

(2) 市立図書館の児童図書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人当たり) (冊)

年度	(第2次)	実績 (第3次)					目標値	県の目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	H29
	13.6	13.7	13.6	13.0	13.5	13.9	15.0	9冊以上

- 児童図書は毎年7,000冊程度購入していますが、並行して不用図書や汚破損図書の除籍も進めているため、目標は達成できませんでした。

(3) 市立図書館の児童図書年間貸出数 (12歳以下の子ども1人あたり) (冊)

年度	(第2次)	実績 (第3次)					目標値	県の目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	H29
	27.8	25.5	25.3	27.3	28.4	26.9	28.0	20冊以上

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染防止による臨時休館や利用者の外出自粛等のため減少しましたが、令和元年度には目標達成しており(28.4冊)、社会環境が整えば回復するものと思われます。

(4) ブックスタート事業への参加率 (%)

年度	(第2次)	実績 (第3次)					目標値	県の目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	H29
	79.1	78.8	78.2	74.1	54.4	66.5	80.0	-

- 平成28年度計画当初より大幅に減少しています。計画当初は健康増進課の離乳食教室と合同で開催していましたが、令和元年度より単独開催となったことが主な要因と思われます。

(5) 小学生・中学生の1ヶ月読書冊数 (冊)

年度	(第2次)	実績 (第3次)					目標値	県の目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	H29
小学生平均	11.0	11.4	11.6	10.0	11.2	12.5	11.3	8冊以上
低学年	16.6	17.1	17.9	14.5	16.0	19.2	17.0	
中学年	11.6	11.5	11.3	9.1	11.0	11.2	12.0	
高学年	4.8	5.6	5.7	6.5	6.7	7.0	5.0	
中学生	4.3	3.2	2.9	2.8	2.9	3.2	5.0	4冊以上

- 小学生平均は達成しましたが、小学生中学年は計画当初より微減となっています。(11.6冊→11.2冊)
- 中学生は計画当初より減少しています。(4.3冊→3.2冊)

(6) 図書標準*の達成学校数の割合 (%)

年度	(第2次)	実績 (第3次)					目標値	県の目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	H29
小学校	68.2	68.2	63.6	68.2	77.3	72.7	80.0	80%
中学校	10.0	20.0	0.0	0.0	10.0	30.0	50.0	

- 目標達成には至りませんでした。徐々に増えつつあります。

* 参照「用語解説」

第3章 推進のための施策

1. 家庭における読書活動推進

子供にとって家庭は、本と出会い、読書習慣を身に付けるために大切な場です。

まだ文字が読めない幼い子供には、読み聞かせによる「耳からの読書」が欠かせません。また、小学生の子供には、家族が同じ本を読んで感想や情報、価値観を共有するなど、発達段階に応じた家庭での読書が大切です。

家庭での読書は、子供や家族にとっても、お互いのぬくもりや愛情を感じ、家族の繋がりを深める心安らく時間になるでしょう。

図書館を始めとする地域の施設は、家庭での読書推進を積極的に支援していくことが重要です。

【現状及び課題】

- 小中学校ともに、8割以上の子供たちが本を読むことが好きだと感じています
- 中学生については平成27年度と比べ1ヶ月の読書冊数が減少傾向にあり、学年が進むにつれ、子供がじっくりと読書できる時間の確保が難しくなっています。
- 保護者の就労環境の多様化、子供の塾や習い事に関わる時間やSNS*、インターネット等に費やす時間が増加するなど、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。
- 乳幼児期から継続して親子で読書をするものの意味や大切さ、楽しみを保護者に伝えていく必要があります。
- 大人が読書に親しむ姿を日頃から子供が目にするすることで、読書を身近なものとして感じることができます。子供の読書活動推進と併せて、大人の読書活動に対する啓発も進めていく必要があります。

* 参照「用語解説」

【推進のための取り組み】

- ① 子供が本に親しむ時間の確保
 - ・ 読み聞かせや家読(うちどく)*の実施
- ② 子供の身近に本がある環境づくり
 - ・ 図書館(公共・学校)や子育て支援センター等の定期的な利用
 - ・ 子供の発達段階に応じた図書を選定

2. 地域における読書活動推進

子供の読書活動を推進するためには、子供の身近なところに読書のできる環境を整備し、利用を促していくことが重要です。

市立図書館や「ひと・ほんの庭 にこっと」は、子供が本と出会い、読書を楽しんだり、本を活用して学習したりすることのできる、子供の読書活動推進の拠点施設です。

また、子育て支援センター等も子供の主体的読書を推進する上で、身近な施設です。

市立図書館や「ひと・ほんの庭 にこっと」を中心に、子供が利用しやすく、気軽に読書とふれあえる環境づくりをより一層進めていきます。

(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと

【現状及び課題】

- 平成30年に「ひと・ほんの庭 にこっと」を設置し、本を生かした子育て家庭の支援に積極的に取り組んでいます。
- ブックスタートの参加率が低下し、読み聞かせや読書の必要性について、保護者への啓発の場が不足しています。
- 子供の周りに多くの児童図書が整備される環境づくりを目指すため、教育施設や地域施設と協力し、資料を充実させていく必要があります。
- 障害のある子供や外国語を母語とする子供の読書活動を支援するために、保護者に対する情報提供や啓発と併せて、図書資料の整備や利用促進などの取組みが必要となります。
- 子供にとって適切な図書を選書・紹介することや、読書の進め方等について保護者へのアドバイスを行うため、知識や技術を身に付けた図書館司書を確保することが必要です。
- 読み聞かせを始めとするボランティアの育成と活動促進のための支援が必要です。

【推進のための取り組み】

- ① 子供に読書を促すための環境づくり
 - ・子供の発達段階に応じた良質な図書の収集、提供
 - ・様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書の収集、提供
 - ・児童図書の電子書籍サービス*での新規提供
 - ・利用を促すための読書通帳等の活用
 - ・年齢に応じたブックリストの作成、配布
 - ・季節やテーマに応じた特集コーナーの企画・展示
- ② 子供や保護者を対象とした啓発活動
 - ・ブックスタートの実施
 - ・年齢に応じた定期的なおはなし会やストーリーテリング*の実施
 - ・外国語のおはなし会・プレママ向けのおはなし会の実施
 - ・親子ふれあいひろばやおたのしみ会の実施
 - ・夏休み子ども図書館クラブの開催
 - ・子どもと読書講演会・児童文学講座等の開催
- ③ 幼稚園・保育園・こども園との連携
 - ・園への訪問や園児の来館による絵本の読み聞かせやストーリーテリングの実施
 - ・団体貸出の推進
 - ・絵本や読み聞かせに関する情報交換と啓発活動
- ④ 学校との連携
 - ・学校への訪問による読み聞かせやストーリーテリングの実施
 - ・小学1年生の図書館利用者カードの作成
 - ・学級文庫等による団体貸出の実施
 - ・茶の間ひととき読書運動の推進
 - ・国語の並行読書*や調べ学習に必要とされる資料の提供
 - ・施設見学や職場体験学習の受け入れ
 - ・授業や部活動の成果物を活用した企画展示の実施
 - ・児童生徒に配布されたタブレット端末を活用した情報提供の検討
- ⑤ 子育て支援センター等との連携
 - ・団体貸出の推進
 - ・図書選定の支援

* 参照「用語解説」

- ⑥ ボランティアの育成と活動支援
 - ・読み聞かせボランティア養成講座、ステップアップ講座の実施
 - ・静岡県子ども読書アドバイザー*やボランティア団体と、学校等とのマッチング支援
- ⑦ 障害のある子供や外国語を母語とする子供のための資料整備
 - ・大活字本や点字図書、LLブック*、さわる絵本等の収集・提供
 - ・ポルトガル語など外国語の図書の収集・提供
- ⑧ 広報活動の強化
 - ・市の広報紙や図書館だより、図書館ホームページによる情報発信
 - ・SNSなどを活用した情報発信の推進

(2) 子育て支援センター等

【現状及び課題】

- 職員やボランティアによる絵本の読み聞かせを定期的に行っています。
- 数多くのイベント内でも、読み聞かせを組み込んで実施しています。
- 図書コーナーを設置し、子供たちが気軽に読書を楽しめる場を設け、絵本の貸出を実施している施設もあります。
- 児童図書に関する専門的な知識や経験のある職員の配置が困難なため、市立図書館との連携が必要です。

【推進のための取り組み】

- ① 子供が読書に親しむ機会の提供
 - ・読み聞かせや手あそびの実施
- ② 読書環境の整備と充実
 - ・図書コーナーの充実、利用者への貸出し
 - ・市立図書館と連携した図書の選定と情報交換

* 参照「用語解説」

3. 学校等における読書活動推進

生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成する上で、幼稚園や保育園、こども園、そして学校は大きな役割を担っています。

子供の読書環境を整え、読書の量を増やすだけでなく、質を高めていけるよう指導するとともに、子供の読書活動に対する保護者の意識が高まるよう、啓発していくことが必要です。

(1) 保育園・幼稚園・こども園

【現状及び課題】

- 職員や保護者、ボランティアにより、絵本の読み聞かせがほぼ毎日実施されています。
- 8割近くの園で絵本の貸出が行われており、家庭でも絵本がより一層身近なものとなっています。
- 園児の図書館利用体験（図書の貸出、おはなし会への参加）を実施しています。また、図書館職員が園へ出向いての出前おはなし会を実施しています。
- 子供たちが卒園し就学した後も読書に親しむ生活を送れるよう、保護者に向けた継続的な啓発に取り組む必要があります。

【推進のための取り組み】

- ① 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の促進
 - ・日々の保育の中での、読み聞かせや手あそびの実施
 - ・図書館の利用体験の実施
- ② 子供の発達段階に応じた図書の選定・整備
 - ・ブックリスト等を参考にした図書の収集
 - ・図書館の団体貸出の活用と情報交換
- ③ 職員や保護者への啓発活動の促進
 - ・絵本や読み聞かせに関する職員研修の実施
 - ・様々な場を活用した保護者への啓発活動の推進

(2) 学校

【現状及び課題】

- 小中学校ともに、8割以上の児童生徒が本を読むことが好きだと感じています。
- 一斉読書は、小中学校ともに全校で実施しています。
- 職員や保護者、ボランティアによる読み聞かせは、小学校では全校で、中学校でも半数以上の学校で実施しています。
- 学校司書（司書リーダー、学校図書館支援員）を学府ごとに配置し、学校図書館の整備や読書活動の推進を図っています。
- 1か月の読書冊数は、小学生では、平成27年度に比べて増加していますが、中学生では減少しており、学年が進むにつれて児童生徒が読書に費やす時間の確保が難しくなっています。

【推進のための取り組み】

- ① 読書への関心を高める取組の実施
 - ・ 保護者やボランティアの協力による読み聞かせの実施
 - ・ 全校での一斉の読書活動の実施
 - ・ 推薦図書コーナーや児童生徒が興味を抱く特集コーナーの設置
- ② 学校図書館の充実
 - ・ 子供の発達段階に応じた資料の整備
 - ・ 市立図書館と連携した国語の並行読書や調べ学習に必要な資料の収集
 - ・ 学級文庫や茶の間ひととき読書運動による団体貸出の利用
 - ・ 学校司書の資質向上のための研修の実施
 - ・ 市立図書館との交流を図る機会の創出
- ③ 保護者への啓発活動の促進
 - ・ 各学校のホームページやおたより等、様々な場を活用した保護者への啓発の実施
 - ・ 児童生徒に配布されたタブレット端末を活用した情報発信の検討

【数値目標】

本計画に基づき取組みを進める上で、以下の数値目標を設定します。

項目	R2年度 (実績値)	R7年度 (目標値)	県の目標値 (R3)
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	小学校 82.9% 中学校 85.4%	小学校 85% 中学校 87%	小学校 67.2% 中学校 69.4% (R2実績)
1週間に1度は家庭や地域(学校以外)で本に親しむ児童・生徒の割合	—	小学校 80% 中学校 60%	小学校 80% 中学校 60%
1ヶ月の読書冊数	小学校低学年 19.2冊 // 中学年 11.2冊 // 高学年 7.0冊 中学生 3.2冊	小学校低学年 20冊 // 中学年 12冊 // 高学年 8冊 中学生 4冊	小学生(5年生) 8冊以上 中学生(2年生) 4冊以上
市立図書館の児童図書年間貸出数(12歳以下の子供1人あたり)	26.9冊	28冊	22冊
ブックスタート事業への参加率	66.5%	75%	

用語解説（五十音順）

【家読（うちどく）】

「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなが読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。学校の「朝の読書」運動の家庭版として2006年に提唱された。

【SNS】

Social Networking Service の略称。web 上で社会的交流を構築するためのツール。Facebook や LINE、YouTube など。

【LLブック】

LL は、スウェーデン語の「やさしくてわかりやすい」の略語。知的障がいのある人や日本語を母語としない人など、文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人でもやさしく読めるよう、工夫された本。写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて書かれている。

【学校司書】

学校図書館の仕事を主として行っている事務職員。本市では、現在、司書資格を有する職員を司書リーダー、それ以外の職員を学校図書館支援員として、学府ごとに配置している。

【静岡県子ども読書アドバイザー】

各市町で活動しているボランティアの中から、経験や技術に優れ、リーダーとしての資質を備えている人材を「静岡県子ども読書アドバイザー」として県が養成、認定している。

【ストーリーテリング】

語り手（ストーリーテラー）が物語を覚えて語り聞かせること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子供でも物語を楽しむことができるため、読書への導入にも適している。

【茶の間ひととき読書運動】

子供たちには読書の楽しさを伝え、親には読書の大切さを再認識してもらい、親子で本に親しむ運動。磐田市では、小学3年生の親子を対象に、昭和41年度から実施している。

【電子書籍サービス】

電子化した資料をインターネットなどのコンピューターネットワークを通して提供するサービス。磐田市では、平成 28 年 10 月に電子図書館を導入し、平成 29 年 8 月から商用コンテンツ（一般書）の貸出サービスを開始。

【読書郵便】

郵便という形式で、自分が読んだ本や文章を紹介したり推薦したりする取組。

【図書標準】

学校図書館図書標準。公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成 5 年 3 月に文部科学省が定めた。学校の種別や学級数に応じて蔵書数を定めたもの。

例) 小学校 12 学級の場合…7,960 冊

中学校 12 学級の場合…10,720 冊

【ひと・ほんの庭 にこっと】

人と本を介し、相談・子育て支援・市民交流・学びの支援などの機能提供を図る新しい複合施設。豊田図書館を改修し、平成 30 年 8 月 11 日オープン。

【ブックスタート】

絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子供の言語能力と豊かな心を育てようとする活動。本市では、絵本やわらべうたを親子で楽しみながら、赤ちゃん絵本、アドバイス集、絵本のリストなどがセットされたブックスタートパックを配布している。平成 17 年度から実施。

【ブックトーク】

特定のテーマに関する一連の本を、エピソードや主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、批評や解説を加えながら一つの流れができるように順序よく紹介すること。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機づけとして効果的である。学校図書館などでは読書指導の一環として行われる。

【並行読書】

教科書の題材と同じ作者やテーマの資料を並行して読むこと。

【ペープサート】

2枚の紙に絵を描き、その紙に竹串などを挟んで貼り合わせて人形を作り、串の部分を手にとって演じる紙人形劇。

参考資料1

市立図書館、ひと・ほんの庭 にこっこの現状

1. 資料の所蔵状況

令和3年3月末現在

資料名	中央	福田	竜洋	豊岡	にこっこ	計
一般書	216,304	68,111	70,001	32,410	53,553	440,379
児童書	92,547	38,611	48,202	26,909	50,994	257,263
郷土資料	40,632	5,865	6,081	2,760	3,485	58,823
参考書	11,308	1,293	1,532	215	368	14,716
雑誌	16,971	1,413	1,821	2,011	2,698	24,914
図書合計	377,762	115,293	127,637	64,305	111,098	796,095
レコード	858	0	0	2	0	860
カセット	1,098	0	0	0	0	1,098
CD	3,948	2,408	5,254	211	1,100	12,921
ビデオ	1,007	736	610	636	1	2,990
LD	82	0	0	0	0	82
DVD	765	998	1,743	624	149	4,279
AV資料合計	7,758	4,142	7,607	1,473	1,250	22,230

合計	385,520	119,435	135,244	65,778	112,348	818,325
----	---------	---------	---------	--------	---------	---------

2. 令和2年度年齢別利用状況

令和3年3月末現在

種別	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	18歳以上	計
人口	9,130	9,376	4,884	4,817	140,806	169,013
利用者 実数	1,717	3,675	795	457	15,402	22,046
// 累計	18,539	33,790	6,167	2,298	228,768	289,562
貸出点数	116,439	183,662	24,600	7,785	820,200	1,152,686

※ 在勤・在学・隣接の利用者を含む。団体利用者は除く。

※ 電子図書の利用者・貸出点数は除く。

参考資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

磐田市子ども読書活動推進計画（第4次）

編 集 磐田市立中央図書館

発 行 令和4年2月

発行者 磐田市教育委員会

〒438-8650 磐田市国府台3番地1